

旧優生保護法一時金支給の状況について

旧優生保護法一時金支給認定審査会が令和5年2月27日に開催され、本県で2名の認定がありました。

旧優生保護法一時金支給法の施行日（平成31年4月24日）以降、令和5年2月27日までの相談、支給認定等の状況は下記のとおりです。

少子化対策課内には、「旧優生保護法一時金受付・相談窓口（専用電話 TEL 029-301-3270）」を設置しておりますので、周知について引き続き、ご協力賜りますようお願いいたします。

記

- | | | |
|----------|-----|--|
| 1 相談数 | 89件 | （前回報告（令和5年1月31日）と変わらず）
※一般的な制度に関するものを含む |
| 2 請求書受付数 | 54名 | （前回報告（令和5年1月31日）と変わらず）
※1件は取り下げ |
| 3 国への進達数 | 53名 | （前回報告（令和5年1月31日）と変わらず） |
| 4 支給認定数 | 46名 | （前回報告（令和5年1月31日）44名から2名増） |

（内訳）

○年度別

- | | |
|------|--------------|
| R1年度 | 24名 |
| R2年度 | 12名 |
| R3年度 | 0名 |
| R4年度 | 10名（今回認定：2名） |

○性別・年代別

- | | | |
|----|--------------------------------|--------|
| 女性 | ：50代 1名、60代 16名、70代 16名、80代 7名 | （計40名） |
| 男性 | ：60代 3名、70代 3名 | （計6名） |

※ 全国の相談件数・請求受付数・支給認定件数は、厚生労働省 HP に掲載あり。

[旧優生保護法による優生手術等を受けた方へ \(mhlw.go.jp\)](http://mhlw.go.jp)

【問合せ先】

茨城県福祉部子ども政策局少子化対策課 高沢

電話 029-301-3257

FAX 029-301-3264